

事務局の坂口昭一郎 宇宙国際協力企画官が資料 21-1 (COPUOS)の本文を説明した後、下記のような短い質疑応答があった。(青江委員が出席されていたら、中国の衛星破壊実験に関連して、活発な質疑応答があったのであろうが、欠席されていたので、簡単に終わってしまった。)

池上:「所感」の に、「開発途上国援助の観点から、宇宙教育分野における協力」とある。これは、「宇宙についての教育」と云うことか、「例えば e-learning のように、宇宙を利用して教育の分野に貢献して欲しい。」と云うことなのか。

坂口:宇宙技術を通じた教育分野への貢献と言う意味で、衛星技術を使って遠隔教育を行うことなどである。

池上:宇宙探査や月・惑星について、何か新しく、踏み込んでやった。

坂口:此の資料の 9 ページに少し書いてあり、8 つの項目の中の 及び が相当する。

は宇宙探査の国際協力として、IAF を招いて、宇宙探査計画に途上国が参加できる方法の検討を行なってはどうか、COPUOS の事務局提案があった。アメリカ等は「宇宙探査の活動は国際宇宙探査ワークショップ等で、議論しているものであるが、途上国の参加という観点からは、国連で議論する意義も有るのではないか。」と云う議論があった程度で、その他、具体的にやろうとかいうところまでは盛り上がらなかった状況である。

月・惑星の保護については COSPAR や IAA に、月及

【議事(1)】国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)の開催結果について

びその他惑星の保護に関して検討を依頼し、本委員会で報告を求めたらどうかと言うことが、国連の事務局から提案があった。月・惑星の保護については、保護の必要性も含め、このような議論をすべきかどうかを含め、もっと議論した方が良く云うことで、余り、こういうことをやろうと言う感じでなく、アメリカ、ロシア等はかなり消極的な対応であったと聞いている。

池上:途上国と言った場合に、宇宙の世界、中国はどちらなのですか。

坂口:此の COPUOS の場では、中国と言うのはかなり宇宙技術を持たない国の代表としての立場を使った発言をしている。彼らが、自身、どう思っているかは別にして、代表的な形で発言することが多い。

松尾:後は何か御座いますか。探査の国際協力に IAF を招いても、あそこは余り適当とは思わないのだけれどネ。月・惑星の保護については既に COSPAR が汚染とかで会議などをやっていますね。最初の処にあった、「宇宙物体登録」で、実際何がどうなったのですか。

坂口:これは、今年の 3 月末から 4 月の法律小委員会で議論があったもので、特に多国籍企業等が行う活動については登録がなされていないという問題点があり、そういった処の登録を促(そく)すと言うことと、現在国連に登録する内容以外にも、有益な情報が有るのではないかと云うことで、少し提供する内容を増やすというガイドラインが決まった。

松尾:他には何か。...それでは、どうもありがとう御座いました。